

資料編

1. 笠間市環境基本条例

私たちのまち笠間は、北側は八溝山系に属する鶏足山塊につつまれ、中央には涸沼川の悠久の流れに臨み、農地や平地林が広がる豊かな自然に恵まれた、静かで落ちつきのあるまちとして発展してきた。

私たちの生活は、高度な科学技術等の恩恵を受けて、便利となり豊かなものとなってきたが、その反面で資源やエネルギーの大量消費、大量生産、大量廃棄という現象がもたらされ、産業型公害や生活型公害等が環境への様々な負荷を生み、自然の生態系や人体への影響まで懸念されるようになってきた。

私たちは、だれもが良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営むとともに、将来の世代にその恵みを引き継ぐためには、これまでの生活様式や事業活動を見直し、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、人と自然が共生できるまち、やすらぎやゆとりの感じられるまちを目指して、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たし、本市を訪れる滞在者とも協力し合って行動していかなければならない。

ここに、笠間市の環境に関する基本理念を明らかにして、その方向を示し、将来に向かって、笠間市の良好な環境形成に関する取組みを、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、笠間市(以下「市」という。)、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生

育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が環境から健全で豊かな恵みを受け、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生することができる恵み豊かな環境を確保するために、樹林、農地、水辺等の自然環境を有効に活用しつつ保全し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会が築かれるよう適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、市民、事業者及び滞在者が公平な役割分担と責務の自覚の下に、協働して自発的、積極的に行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、豊かな自然、歴史的文化等を保全するとともに、新たな地域環境を創造しつつ、これらを将来の市民に継承していかなければならない。

5 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、地域の環境とも密接に関係することから、市、市民及び事業者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定するとともに、実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外焼却行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を未然に防止し、又は自然環境を良好に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることにより、その減量に努めるとともに、廃棄物を適正に処理する責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動にかかる製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理

念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 観光、レクリエーションその他の目的で本市に滞在する者は、環境への負荷の低減等、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。

(3) 野生生物の生息及び生育環境に配慮すること等により、豊かな生態系を保持するとともに、河川、森林等の自然環境を体系的に保全すること。

(4) 地域の都市環境及び自然環境に配慮した秩序ある開発が行われるために必要な措置を講じ、良好な都市形成の推進を図ること。

(5) 資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制、廃棄物の減量等を図り、資源循環型社会を形成すること。

(6) 環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民、事業者等との連携を強化し、環境に関する教育及び学習の推進を図ること。

(7) 地球環境保全の推進を図ること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に必要な施策の推進を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、前条の基本施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講じるとともに、笠間市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種

の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的計画的に行わなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する市の施策を推進するため、庁内に総合的な調整を図るための体制を整備しなければならない。

(年次報告)

第11条 市長は、市の環境の状況、環境の保全及び創造等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、環境基本計画に基づき年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための具体的施策

(公害の防止等)

第12条 市は、公害防止に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に資する事業の推進)

第13条 市は、樹林、農地、水辺等の自然環境を良好な状態に保全するよう努めるとともに、野生生物の生態に配慮し、市民が自然と触れ合える場の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、文化財その他の歴史的遺産の保存、文化的施設の活用等による文化的な環境の創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(規制等の措置)

第15条 市は、環境の保全に必要な規制等の措置を講じるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第16条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の状況把握等に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努める

ものとする。

第4章 市民等の参加及び協働による取組

(情報の提供及び市民等の意見の反映)

第20条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため必要な措置を講じるものとする。

(市民、事業者、民間団体及び滞在者との連携)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者及びこれらの者で構成する民間の団体(以下「民間団体」という。)並びに滞在者と協力して、環境の保全及び創造に関する活動を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに啓発活動の充実により、市民、事業者、民間団体及び滞在者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動が自発的に展開できるよう、必要な措置を講じるものとする。

(自発的な活動の支援)

第23条 市は、市民、事業者、民間団体及び滞在者が環境美化活動、再生資源の回収に係る活動、緑化活動、水資源の保護活動等を自発的に行えるよう推進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(経済的措置)

第24条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発、その他これらに類する活動を促進するため、特に必要があるときは、助成その他の措置を講じるものとする。

第5章 地球環境保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第25条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、酸性雨の調査等の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第26条 市は、国、他の地方公共団体、市民、事業者及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第6章 環境審議会

(設置)

第27条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、笠間市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第28条 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第29条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

(委員)

第30条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 民間団体の役員

(2) 学識経験のある者

(3) 事業者

(4) 市議会の議員

(5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第33条 会長は、審議会運営上必要と認められた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第34条 審議会の庶務は、環境推進部において処理する。

(令5条例2・一部改正)

第7章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

附則(令和5年条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 笠間市環境審議会への諮問及び答申

(1) 諮問

笠間市諮問 1 号

笠間市環境審議会

笠間市環境基本計画について、近年までの環境状況や社会情勢を鑑み、笠間市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を策定する必要があることから、笠間市環境基本条例（平成 18 年笠間市条例第 121 号）第 9 条第 3 項の規定により意見を求める。

令和 7 年 2 月 25 日

笠間市長 山口 伸樹

(2) 答申

令和8年3月24日

笠間市長 山口 伸樹 様

笠間市環境審議会
会長 元木 理寿

第3次笠間市環境基本計画の策定について（答申）

令和7年2月25日付け笠間市諮問第1号で諮問のあった「第3次笠間市環境基本計画の策定」について、本審議会でも慎重に審議した結果、別添の計画案のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項に留意されるよう申し添えます。

記

- 1 市が目指す将来の環境像「自然との共生かさま」の実現に向けて、市民・事業者・民間団体・市がそれぞれの役割のもと一体となり推進できるよう、本計画を広く周知することとあわせて、主体的に関わることができるよう親しみやすい環境づくりに努められるよう願います。
- 2 本計画の重点事業について、笠間市における環境課題と地域特性を踏まえ、かさま環境市民懇談会と協働で毎年評価・見直しを行い策定するアクションプランにより、効果のある取組を着実に実行されるよう願います。
- 3 計画の進行管理においては、国内外の動向や身近な環境問題を注視し、環境問題に関する社会情勢の変化に適切かつ柔軟に対応しながら、計画の推進を図られるよう願います。

以上

3. 笠間市環境審議会 委員名簿

区分	氏名	所属	備考
民間団体の役員	菊地 壽代	ごみを考える会	令和7年3月31日まで
	遠藤 幸子	ごみを考える会	令和7年4月1日より
	増淵 昇	かさま環境を考える会	令和7年3月31日まで
	小林 恵四郎	かさま環境を考える会	令和7年4月1日より
	丸山 敏彦	笠間市岩間環境美化推進協議会	
学識経験者	宮崎 守	笠間市区長会	
	池田 昌美	笠間広域森林組合	
	野沢 宗嗣	笠間市校長会	令和7年3月31日まで
	元木 理寿	常磐大学 総合政策学部	会長
	吉武 和治郎	茨城県環境アドバイザー	副会長(令和7年3月31日まで)
	岸 倫男	茨城県地球温暖化防止活動推進員	
個人	藤岡 理香	男女共同参画人材バンク	副会長(令和7年4月1日より)
	井出 ゆかり	男女共同参画人材バンク	
	奥村 幸子	男女共同参画人材バンク	
	駒崎 多佳子	男女共同参画人材バンク	
事業者	清水 綾子	イオンリテール株式会社 イオン笠間店	令和7年3月31日まで
	金澤 裕子	イオンリテール株式会社 イオン笠間店	令和7年4月1日より
	品田 桂子	いばらきコープ生活協同組合	
	大津 廣司	笠間焼協同組合	令和7年3月31日まで
	磨屋 潤	笠間焼協同組合	令和7年4月1日より
	小島 雅弘	株式会社カスミ 環境社会貢献	令和7年3月31日まで
	伊神 里美	株式会社カスミ 環境社会貢献	令和7年4月1日より
	添田 登	キャノンモールド株式会社	
	照井 傑	株式会社サンメイ	
	小林 博文	ジャパンテック株式会社	
	中田 智久	株式会社常陽銀行 本店	令和7年3月31日まで
	綿引 洋平	株式会社常陽銀行 本店	令和7年4月1日より
	佐藤 博文	東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社	令和7年6月30日まで
	未松 雅士	東京電力パワーグリッド株式会社 下館支社	令和7年7月1日より
議員	田村 幸子	笠間市議会議員	
	内桶 克之	笠間市議会議員	令和8年1月31日まで
	坂本 奈央子	笠間市議会議員	令和8年2月1日より

(敬称略)

4. 策定の経過

年	月日	内容
2024(令和6)	12月5日～12月25日	アンケート調査(市民・事業者)
2025(令和7)	2月25日	令和6年度第1回笠間市環境審議会(諮問)
	5月28日	庁内ヒアリング
	6月7日	笠間市市民ワークショップ
	6月17日	事業者ヒアリング
	6月25日	事業者ヒアリング 環境市民団体との意見交換会
	10月23日	令和7年度第1回笠間市環境審議会
2026(令和8)	1月8日	令和7年度第2回笠間市環境審議会
	1月29日～2月17日	パブリックコメント 意見提出人数 2名 提出された意見 12件
	3月24日	令和7年度第3回笠間市環境審議会(答申)

5. 各部の主な取組

本計画において本市が取り組む内容を下表に示します。なお、各部署の具体的な取組内容については年次報告書に掲載します。

環境目標ごとに、取組内容を以下の通り色分けしています。

- 田園風景が美しく自然と調和した自然環境
- 住み心地がよく健やかな生活環境
- 地球温暖化防止へ貢献する脱炭素社会
- 資源を有効活用する循環型社会
- 共に考え自ら行動する各主体による協働

(1) 市長公室

環境要素	施策内容(行動内容)
各主体との協働	活動を広報などで紹介・PR又は表彰するなどしてコミュニティ活動への参加意識の高揚を促進します。

(2) 政策企画部

環境要素	施策内容(行動内容)
持続可能なまちづくり	公共交通機関や自転車の利用促進、相乗りの励行など、自動車の利用抑制に関する普及啓発に努めます。
持続可能なまちづくり	駅など公共施設を拠点としたシェアリングモビリティの導入・拡充を図ります。

(3) 総務部

環境要素	施策内容(行動内容)
再生可能エネルギー	公共施設における、再エネ由来電力の積極的活用と再生可能エネルギー(太陽光など)設備の積極的な導入、防災能力の向上を見据えた蓄電池導入を推進します。
持続可能なまちづくり	公用車のEV(電気自動車)、FCV(燃料電池車)など低燃費車両への移行を推進します。

(4) 環境推進部

環境要素	施策内容(行動内容)
生物多様性	自然観察会などの開催を通じ、地域の生態系を知るとともに、自然保護意識の高揚・啓発を図ります。
環境管理・公害防止	野焼きの防止のため、家庭ごみの適正な処理方法について広報や回覧等により継続的に周知するとともに、近隣に対する配慮を促すなどの指導の徹底に努めます。
環境管理・公害防止	茨城県と協力し、事業所への立ち入り調査を実施し、発生源に対する規制や指導の強化に努めます。
廃棄物	資源物の団体回収など、市民の自主的な活動を支援します。

(5) 保健福祉部

環境要素	施策内容(行動内容)
気候変動への適応	熱中症による健康被害を低減するため、熱中症警戒アラートやクーリングシエルト一の周知、熱中症予防の普及啓発に努めます。

(6) 産業経済部

環境要素	施策内容(行動内容)
生物多様性	森林の適正管理と植林・植栽・間伐の促進によるCO ₂ 吸収源の確保により温室効果ガスの削減を図ります。
生物多様性	関係機関と連携し、有機農業をはじめとした「環境にやさしい農業」に取り組む農家を支援し、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減活動の促進等に関する法律」に基づく「環境負荷低減事業活動実施計画」の認定(通称:みどり認定)の推進に努めます。
環境管理・公害防止	農林業に伴う剪定枝等の適正な処分方法及び使用済み農業用ビニールなどの適正処理について、定期的に区長及び農家組合を通じて回覧するなど、周知・指導の徹底に努めます。

(7) 都市建設部

環境要素	施策内容(行動内容)
自然景観	屋外広告物については、街並みを損ねることがないように適正な規制・誘導を図るとともに、街の美観を損ねる違法看板の撤去に努めます。
環境管理・公害防止	街路樹や植栽帯など緩衝地帯の設置を推進します。

(8) 上下水道部

環境要素	施策内容(行動内容)
環境管理・公害防止	公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域においては、合併浄化槽の設置助成に努め普及を強力に推進するとともに、浄化槽の機能を維持するため、定期的な検査など適正な維持管理方法の普及啓発に努めます。

(9) 教育部

環境要素	施策内容(行動内容)
生物多様性	学校給食への地場農産物の提供を拡大し、地産地消を推進します。
環境教育・学習	地域への愛着をもち、環境保全の大切さを理解するため、環境教育・環境学習を推進します。

6. 環境指標一覧

本計画の進捗状況を評価する環境指標の一覧を下表に示します。

環境目標ごとに、環境指標を以下の通り色分けしています。

- 田園風景が美しく自然と調和した自然環境
- 住み心地がよく健やかな生活環境
- 地球温暖化防止へ貢献する脱炭素社会
- 資源を有効活用する循環型社会
- 共に考え自ら行動する各主体による協働

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
自然共生サイト認定サイト数	箇所	0	3
笠間市における30by30達成状況 (自然環境エリアの保全)	%	26.6	30
環境保全の重要性啓発を目的とした植樹面積	ha	10	12
市民と行政の協働による維持管理公園	箇所	7	7
合併浄化槽(処理人口普及率)	%	29.6	34.3
河川の水質基準達成率	%	90.7	100
特定施設におけるダイオキシン類の排出基準達成率	%	100	100
ごみ集積ボックス新設・改築	箇所	18	20
犬猫収容頭数	頭	119	70
市有施設への太陽光発電設備の設置(性質上適しない施設を除く)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	13.1	50
市で調達する電力における再生可能エネルギーの割合【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	1.1	60
市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	▲8.4	51
一般廃棄物の焼却及び下水道等の処理により排出される温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	9.9	15
市補助による住宅用太陽光発電・蓄電システム設置件数	件/年	53	60
市域の温室効果ガス排出量削減割合(2013(平成25)年度比)【笠間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】	%	25 (R4)	46
市有施設へのLED照明の導入割合【笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画】	%	24.5	100
ノーマイカー普及啓発参加者数【笠間市地域公共交通計画】	人/年	8,215	9,100
公共交通利用者数(鉄道)【笠間市地域公共交通計画】	人/日	5,725	6,000

環境指標	単位	現状 (R6)	目標値 (R12)
公共交通利用者数(路線バス・周遊バス・デマンドタクシー)【笠間市地域公共交通計画】	人/年	145,509	200,400
シェアサイクル・レンタサイクル等利用台数【笠間市地域公共交通計画】	台/年	2,942	3,300
クーリングシェルター施設数	施設	38	100
1人1日当たりごみ焼却量	g/人/日	753	659
一般廃棄物の出口循環利用率(ごみの再資源化率)	%	8.3	14.5
プラスチック分別に関する仕組みの構築	-	検討中	構築
環境関連行事参加者数	人/年	839	850
笠間市環境サポーター制度登録人数	人	219	600

7. 用語集

【数字、A～Z】

30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標

2030(令和12)年までに陸と海の30%以上を自然環境エリアとして保全するという目標。

4R

ごみになるものを断つ発生回避(Refuse/リフューズ)、ごみの発生抑制(Reduce/リデュース)、再利用(Reuse/リユース)、再生利用(Recycle/リサイクル)の頭文字を取って名付けられた造語で、廃棄物の減量とリサイクルに向けた取組を表す。

TNR活動

飼い主のいない猫に対して、捕獲(Trap)、不妊去勢手術(Neuter)、元に戻す(Return)を実施することで、一代限りの命を全うさせ、地域の猫の繁殖を抑制する活動。

【あ～お】

アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、石綿(せきめん、いしわた)とも呼ばれる。断熱性や耐摩耗性といった特性を持っていることから建材などに使用されてきたが、呼吸により肺の中に入ることによって肺線維症(じん肺)などの病気を引き起こすおそれがあることから、現在は製造等を禁止されている。

茨城エコ事業所登録制度

茨城県が運営する環境マネジメントシステムで、環境にやさしい取組を行う事業所を登録し、その取組を広く県民に紹介する制度。

茨城エコ・チェックシート

茨城県の「いばらきエコスタイル」Webサイトで提供されている、日常で手軽に取り組むことのできるエコな行動を確認できるチェックシート。

ウェルビーイング

「身体的な健康」、「精神的な健康」、「社会的充足感」の3つの要素が満たされている状態のこと。

エコクッキング

地産地消、必要な分だけ購入するなど、環境に配慮した買い物から、食材を無駄なく利用した料理、ごみの分別とリサイクルを考慮した片付けなどの取組。

エコショップ

環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでいる店舗。茨城県及び笠間市を含む各市町村において、エコショ

ップの認定申請を受け付けている。

エコドライブ

急発進や急加速の回避、アイドリングストップなど、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。

温室効果ガス

大気中の成分のうち、二酸化炭素(CO₂)やメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、フロン類など、大気中の熱(赤外線)の一部を吸収する性質を持つガスのこと。地表から放出された熱が逃げにくくなることにより、気温が上昇する「温室効果」をもたらす。

【か～こ】

カーボンニュートラル

人間活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と、森林などによる吸収量を均衡させ、その排出量を実質的にゼロにすること。

笠間市都市公園グリーンパートナー制度

公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し報奨金を交付することで、市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動の推進を図る制度。

環境サポーター制度

環境保全活動に賛同する市民に、市の環境情報を発信するSNS(FacebookやInstagram)をフォローしてもらうことで、環境保全活動の活性化を図る制度。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が環境保全に関する取組を自主的に進めるための体制・手続き等の仕組みのこと。

環境ラベル

製品やサービスの環境的側面について、購入者に伝える文言やシンボル、図形、図表などのこと。

クリーンエネルギー自動車

電気自動車(EV)やハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)など、走行時に排出する温室効果ガスが少ない、あるいは全く排出しない、環境にやさしい自動車のこと。

交通流

道路を走る車両の動きや流れのこと。

コモンフォレスト

森林を特定の個人や企業のものでなく、みんなの共有財産として次世代に残していくことを目的に自然再生や保全活動を行う場所。

【さ～そ】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなど、持続的に利用ができるエネルギーのこと。

産業革命

18～19世紀にイギリスを中心に始まった、技術革新による産業の発展及びこれに伴う社会・経済の大改革のこと。

シェアサイクル

自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用する仕組みのこと。

循環経済(サーキュラーエコノミー)

資源投入量や消費量を抑制し、限りある資源を持続可能な形で利用する経済活動のこと。

水源涵養

森林において、雨水が土壌に浸透して蓄えられ、時間をかけて流れていくことによる、渇水や洪水の緩和や、水質の浄化といったはたらきのこと。

生物多様性

生きものがもつ様々な個性やつながりのこと。

ゼロエミッション

製品の製造過程で発生する廃棄物等をリサイクルしたり、他の産業の原料として活用したりすることにより、最終的に廃棄物の排出をゼロにすること。

線形経済(リニアエコノミー)

製品を製造し、利用後に廃棄する大量生産・大量廃棄型の経済活動のこと。

ソーラーカーポート

駐車場を活用した太陽光発電設備のこと。

【た～と】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCBs)という3種類の物質群の総称で、物が燃焼する際に発生する。多量にばく露することで、健康への影響が懸念される。

地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業(ローカル SDGs 事業)を生み出しつづけることで地域課題を解決していき、自立した地

域の形成と、地域の個性を生かして地域同士が支え合うネットワークの形成による「自立・分散型社会」を示す考え方。

デマンドタクシー

利用者の予約(デマンド)に応じて経路や時刻を変えて運行する、事前予約制の乗り合いタクシー。

特定外来生物

海外起源の外来種のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるもの。笠間市では、オオキンケイギクやツヤハダゴマダラカミキリ、アライグマなどが確認されている。

【は～ほ】

ビオトープ

生物が生息する空間のこと。池沼、湿地、草地、里山林など様々なタイプのビオトープがある。

ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイト結晶構造を持つ材料を用いた次世代型太陽電池の総称。軽量・柔軟といった特徴を持ち、再生可能エネルギーの導入拡大と地域共生を両立するものとして期待されている。

ボトルtoボトル水平リサイクル

使用済みペットボトルを新たなペットボトルに再生し繰り返しリサイクルし続けること。

【ま～も】

緑のカーテン

グリーンカーテンとも呼ばれる、植物を建築物の外側でカーテン状に生育させたもの。直射日光を遮り室内の温度上昇を抑える、植物の蒸散作用によって気温がわずかに下がるといった効果がある。

【ら～ろ】

リターナブル容器

再利用できる容器のことで、環境負荷の低減や資源の節約といった効果がある。